

令和 3 年 11 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 3 年 11 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 2 報告第 2 号 合意解約通知の報告について
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	3 番 木 村 輝 義
4 番 小 林 利 信	5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕
7 番 高 野 光 和	8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗
10 番 藤 生 定 雄	11 番 星 野 邦 夫	12 番 前 原 卓
13 番 根 岸 始		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

1 番 赤 石 憲 治	2 番 阿 左 美 和 男	3 番 新 井 將 彦
4 番 金 子 昇	5 番 小 林 和 弘	6 番 斎 藤 悦 子
7 番 鈴 木 伸 一	9 番 武 裕 士	10 番 田 村 範 行
11 番 星 野 憲 三	12 番 松 島 政 治	13 番 森 下 幾 久 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

8 番 高 橋 隆

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 下 田 幸 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 3 年 11 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、農業委員はおりません。また、遅れてく

る委員もございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 3 年 11 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 3 年 11 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3 番：木村 輝義 委員」と「4 番：小林 利信 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第 1 号

会 長 日程第 1 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1 番

会 長 番号 1 番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

議事

報告第 2 号

会 長 日程第 2 報告第 2 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書:借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1番
会長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

議案第1号
会長 日程第3議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容の説明)
番号1番。現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
以上、1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1番
会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号
会長 日程第4議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書:申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。申請地に太陽光発電施設を設置したく申請するもの。
以上、1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1番
会長 番号1番について、東3区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、関口です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇より〇〇を〇〇に約2キロメートル向かった国道の北側の斜面になります。申請地の隣地は太陽光が既に完成しておりまして、隣地に影響を与えることはないと思われま。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番は、6ページ、議案第4号番号1番との農地法第5条同時申請案件、番号2番は、7ページ、番号6番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりお願いいたします。

議案第4号

会 長 日程第6 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 まず最初に、6ページの番号1番から番号4番を説明します。

番号1番から番号4番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

こちらにつきましては、議案第3号番号1番との農地法第5条計画変更との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。

お手数ですが、5ページにお戻り下さい。

番号1番、昭和56年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。昭和56年10月19日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。

6ページをお願いします。

番号1番。現在、市内の賃貸アパートに居住していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。

番号 2 番。現在、借家生活をしています、勤務先や小学校に近い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 6 工区。

番号 3 番。現在、市内で不動産業を営んでいます、住宅地として最適な申請地を買い受け、建売分譲住宅及び道路用地としたく申請するもの。始末書添付。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 10 工区。鹿の宅地 929 m²と一体利用。

番号 4 番。現在、借家生活をしています、小学校に近い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 16 工区。

以上 4 件の審議について、よろしくお願いたします。

1 番

会 長

番号 1 番については、議案第 3 号番号 1 番の農地法第 5 条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸 2 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員

5 番、櫻井です。地図の 2 番をご覧ください。〇〇と〇〇が交差する〇〇を 300 メートルほど南下します。そこから 60～70 メートルほど住宅街の中に入った一画が申請地です。申請地の南側の土地は転用済みでして、周囲は宅地に囲まれています。畑にしておくよりも住宅地にするほうが良いのかなという印象を受けました。慎重審議をよろしくお願いたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

議案第 3 号番号 1 番

会 長

説明が終わりました。まず最初に議案第 3 号番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、議案第 3 号番号 1 番について採決をいたします。議案第 3 号番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、議案第 3 号番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 1 番

会 長

次に、番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 番号2番について、笠5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の3番をご覧ください。〇〇を南下して笠懸に入ると〇〇という会社がございます。その先を西に向かいますと十字路に当たります。そこを南下してすぐの十字路を西に向かってすぐ北側が申請地です。周囲は住宅に囲まれておりまして特段問題はないかと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

6番委員 備考にみどり市土地開発事業指導要綱に該当とありますが、該当する面積は何㎡以上からなのでしょうか。

事務局 みどり市土地開発事業指導要綱に該当する面積は1,000㎡以上からです。ただ1年以内に同じ所有者から隣接地の申請があった場合は合算して一体とみなします。今年度同じ所有者さんから何件か申請が提出させていますので、それら全てを合算してみどり市土地開発事業指導要綱に該当しています。

会 長 ほかに番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 続きまして番号3番について、始末書の添付がありますので、事務局より朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号3番について、笠7区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の4番をご覧ください。〇〇のある〇〇を300メートルほど南下します。T字路を東に向かって、すぐ北側が申請地です。自宅に入る通路に植木が植えてありましたが、その他の部分は昨年までブロッコリーを栽培していました。周囲は全て家に囲まれているところですので問題ないと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます

3番

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号4番について、笠8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の5番をご覧ください。〇〇を南下しますと、〇〇の信号があります。そこを西に向かって200メートルほど向かった南側が申請地です。周囲は住宅地が多い場所ですので、何ら差し障りはないと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

4番

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。番号5番から番号7番を説明します。

番号5番から番号7番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号5番。現在、市内で不動産業を営んでいますが、住宅地として最適な申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第11工区。

番号6番。こちらにつきましては、議案第3号番号2番の農地法第5条計画変更との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。

お手数ですが、5ページにお戻りください。

番号2番。昭和62年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に倉庫を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。昭和62年4月17日に5条許可。全部承継。大間々用水土地改良区第11工区。農地法第5条同時申請。7ページをお願いします。

番号6番。現在、申請地近隣でミシン販売業を営んでいますが、申請地を買い受け、倉庫用地として利用したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。農地法第5条計画変更同時申請。

番号7番。現在、親族所有の家に居住していますが、夫婦の勤務地に近い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。以上4件の審議について、よろしく願いいたします。

5番

会 長 番号5番について、笠9区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、長澤です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇を南下します。〇〇の高架を下りて最初の〇〇を西に向かいます。500 メートルほど向かった南側が申請地です。申請地は綺麗にトラクターがかけられておりまして、南側にはハウスがありました。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

5 番

会 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

6 番

会 長 番号 6 番については、議案第 3 号番号 2 番の農地法第 5 条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸 7 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、長澤です。地図の 7 番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇を 300 メートルほど南下します。〇〇という看板のあるところを右折します。200 メートルほど進み、十字路を左折します。150 メートルほど進むと〇〇という会社があります。そこの細い路地を入ったところが申請地です。申請地は土が盛ってあって雑草が生えている感じでしたが、問題ないと思いますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替とな

る土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

議案第3号番号2番

会 長 説明が終わりました。まず最初に、議案第3号番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号番号2番について採決をいたします。議案第3号番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第3号番号2番の申請は可決いたします。

6番

会 長 次に、番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番

会 長 番号7番について、笠10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の8番をご覧ください。〇〇の信号を東に500メートルほど向かいます。Y字路を左に入りすぐ西側が申請地です。周囲は住宅に囲まれておりますので、畑よりは住宅として使う方が良いのではと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

7番

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。
次の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いします。番号8番から番号10番について説明します。

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号8番。現在、製造業を営んでいますが、生産量や従業員の増加に伴い、製品保管の倉庫及び社宅等が不足しているため、申請地を買い受け、倉庫、社宅、車庫・物置用地としたいと申請するもの。都市計画法第29条該当。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第10工区。

番号9番。現在、申請地近隣で倉庫業を営んでいますが、倉庫が手狭になってきたため、申請地を買い受け、倉庫を建築したいと申請するもの。都市計画法第29条該当。みどり市土地開発事業指導要綱該当。鹿の畑の先外1筆計286㎡と一体利用。

番号10番。申請地北400メートルのところで、神社経営をしていますが、毎年年初の初詣客が数多く訪れ、現在の駐車場では足りないため、神社から近い申請地を借り受け、参拝者の駐車場として利用したいと申請するもの。一時転用期間は令和3年12月25日から令和4年1月31日。塩原の雑種地外1筆計1,638㎡と一体利用。以上3件の審議について、よろしく願いいたします。

8番

会 長 番号8番について、笠7区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の9番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇を渡って300メートルほど南下します。〇〇がある信号を東に向かいます。70~80メートルほど進んだ北側が申請地です。申請は広い土地で半分ほどネギが栽培されています。また半分ほどは草に埋もれています。申請地の周囲は全て住宅地です。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

8番

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

9番

会 長 番号9番について、笠8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の10番をご覧ください。〇〇に〇〇があります。その向かい側が申請地です。山の日陰になりますので、住宅には向かず、倉庫用地として利用するのが適切かと思われます。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

9番

会 長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

10番

会 長 番号10番について、大16区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員 11番、星野です。地図の11番をご覧ください。〇〇を渡りまして、T字路を左折。約2キロメートル進みます。申請人の〇〇がございまして、〇〇の400メートルほど手前が申請地です。〇〇の駐車場ということで、毎年申請が出されています。現地確認の際には牧草が一部残っていましたが、何ら問題は無いと思います。慎

重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地の転用は原則として、許可することができませんが、露天駐車場用地を目的とする一時転用については、3年以内の期間であること、申請地の代替となる土地がないこと、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことなど、定められた要件を満たせば例外的に許可することができます。申請地についてはこれらの要件を満たしています。

10番

会 長 説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

会 長 日程第7議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今回は新規設定が5件、再設定が5件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
以上、新規設定が5件、地積は11,424㎡となります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号5番について採決をいたします。番号1番から番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番は可決いたします。

会 長 次の説明をお願いします。

事 務 局 10 ページをお願いします。再設定が 5 件、地積合計は 16, 121 m²となります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 5 番につきまして、ご意見等
ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 5 番について採決をいたします。番
号 1 番から番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番
は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 3 年 11
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 3 年 11 月 25 日 午後 2 時 10 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

印

3 番委員

印

4 番委員

印